

株式会社パソナロジコムの従業員過半数代表候補者決定と信任手続き実施のお知らせ

いつもパソナロジコムでご活躍頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、先般お知らせ致しました通り、2021年4月1日から適用となる下記「1.対象となる労使協定」の協議および締結に関する従業員過半数代表者の立候補者を募集しましたところ複数の方が立候補され、その後実施いたしました従業員過半数代表立候補者の互選選挙の結果、下記の方々が、「3. 過半数正副代表従業員候補者一覧」の通り、候補者に決定しました。

この結果をうけ、会社の全事業所で就業中の全従業員（派遣社員、受託業務従事社員、内部業務従事社員）に対して、下記「3. 過半数正副代表従業員候補者一覧」の候補者の方々を、従業員過半数代表者（正代表・副代表）に決定することについて、「信任（賛成）する」か「信任（賛成）しないか」の意思確認を行うことになりました。

つきましては、2020年11月11日より意思表示の受付を開始しますので、就業中の従業員の皆様におかれましては、下記「4. 信任するか否かの意思の表明方法・期限日について」をご確認のうえ、期限日までに必ず信任するか否かの意思の表明をしていただけますようお願い致します。

記

1. 対象となる労使協定

- ・労使協定の内容：労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
- ・労使協定の有効期間：2021年4月1日～2022年3月31日
- ・労使協定の締結単位：会社単位とし、会社の全事業所に適用されます。

2. 従業員過半数代表者の任期

- ・従業員過半数代表者として信任された日～労使協定締結まで

3. 株式会社パソナロジコム 過半数正副代表従業員候補者一覧

過半数代表候補者	氏名	勤務地 (都道府県)	勤続 年数	所信表明
正代表候補者	辻 利基子	兵庫県	16年	日頃、皆さまからの活動協力に応えるため、ご要望などを広くお聴きし、経営陣へ伝える橋渡し役として皆さまのお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副代表候補者	重本 裕子	兵庫県	16年	私は、本社管理部で勤務していますので、現場で就業されているみなさんの苦労を实际体験することは、できませんが、この機会に、みなさんの生の声を聞いて、少しでも働きやすい環境作りの手助けが、出来るよう努めてまいりたいと思います。
--------	-------	-----	-----	---

4. 信任するか否かの意思の表明方法・期限日について

■意思の表明方法

次の①②のいずれかの方法*で信任するか否かの意思を表明してください。

- ・方法①:「信任する」または「信任しない」いずれかの意思を当該メール宛てに返信をお願いします。

【返信先】 notice@pasona-logi.com

【返信頂く内容】

■ご自身の氏名（フルネーム）、スタッフコード（省略可）

■下記2つのうちいずれかを明記の上、ご返信ください。

①信任する ②信任しない

- ・方法②: 所属部門等の社員（営業担当等）に、対面・電話・メール等で、「信任する」または「信任しない」いずれかの意思をお伝えください。

*意思表明は、上記①または②の方法により、いずれか一回して頂くことになります。複数回意思表明された場合は、後からなされた意思表明は無効となりますのでご注意ください。

また、「信任する」を選択された場合は、正代表候補者と副代表候補者、両者に対して、それぞれ「信任」の意思表示がなされたものとして扱われますことも、あらかじめご了承ください。

なお、就業場所の訪問や各種ご連絡に際し、所属部門等の社員から意思を確認させて頂く場合がございます。

■意思表明期限日：2020年11月30日（月）17:30迄に必ず意思表明をお願いします。

※意思を表明される方が、従業員過半数代表の選出にあたっての意思表明に必要な数に達しない場合は、意思表明期限日を延長する場合があります。

※意思表明期限日時点でパソナロジコムにてご就業中ではない方からの「信任する」または「信任しない」の意思表明は無効となります。

5. 意思確認の結果について

「信任する」の意思が、株式会社パソナロジコムの全事業所で就業中の全従業員の総数の半数を超えた場合は、上記3.の従業員過半数正副代表候補者一覧の正代表候補者は正代表者として過半数の信任を、副代表候補者は副代表として過半数の信任を得たことになり、それぞれ従業員過半数代表社者（正代表・副代表）に決定します。

なお、信任された場合は従業員過半数代表には正代表がなり、正代表が退職や傷病等やむを得ない理由により所定の手続きが行えない場合等でその地位を失った場合、副代表が正代表に繰り上がります。

また、本手続きを経て決定した従業員過半数代表者、及び締結された労使協定は、ホームページ等でお知らせします。

以上